

2023年4月21日

各位

会社名 株式会社 WOW WORLD GROUP  
代表者名 代表取締役社長 グループ CEO 美濃 和男  
(コード番号: 5128 東証プライム)  
本店所在地 東京都品川区西五反田七丁目 20 番 9 号  
問合わせ先 グループ CFO 兼経営企画室長 山下 浩昭  
TEL (03) 6387-0080 (代表)

## 新株予約権の取得及び消却並びに消滅に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の発行する本新株予約権（注）につき、以下のとおり、当社にて取得し、消却することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、本新株予約権の一部が本日付けで放棄により消滅することとなりましたので併せてお知らせいたします。

（注）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。以下同じです。

- ① 2022年10月3日を効力発生日とする単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により当社の完全子会社となった株式会社WOW WORLD（以下「WOW WORLD」といいます。）が発行していた同社第7回新株予約権（発行決議日：2020年5月14日）の新株予約権者に対し、その所有する当該新株予約権に代わるものとして、本株式移転に係る株式移転計画に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年10月3日から2026年6月3日まで）
- ② WOW WORLDが発行していた同社第8回新株予約権（発行決議日：2020年6月30日）の新株予約権者に対し、その所有する当該新株予約権に代わるものとして、本株式移転に係る株式移転計画に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年10月3日から2030年6月30日まで）

### 記

#### I. 取得及び消却並びに消滅する新株予約権の概要

##### 1. 第1回新株予約権

取得及び消却する新株予約権の名称	株式会社 WOW WORLD GROUP 第1回新株予約権
新株予約権の割当日	2022年10月3日
発行新株予約権総数	8,000個
本日現在までの行使済新株予約権数	6,435個
権利行使期間	2022年10月3日から2030年6月30日まで
取得及び消却する新株予約権の数	1,565個
取得価額	25,200円
消却後に残存する新株予約権の数	0個

## 2. 第2回新株予約権

取得及び消却並びに消滅する新株予約権の名称	株式会社 WOW WORLD GROUP 第2回新株予約権
新株予約権の割当日	2022年10月3日
発行新株予約権総数	2,000個(注)
本日現在までの行使済新株予約権数	202個
権利行使期間	2022年10月3日から2030年6月30日まで
取得及び消却する新株予約権の数	1,302個
消滅する新株予約権の数	2個
取得価額	6,600円
消却及び消滅後に残存する新株予約権の数	0個

(注) 当社が2023年1月31日付でお知らせいたしました「ストックオプション(新株予約権)の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、発行新株予約権総数2,000個のうち、当社又は当社子会社の役員又は従業員の地位を喪失した者が所有していた第2回新株予約権494個について、2023年2月15日付で当社にて取得し消却しております。

## II. 新株予約権の取得及び消却並びに消滅理由

### 1. 第1回新株予約権

当社が2023年3月16日付でお知らせいたしました「株式会社JG16による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の結果、株式会社JG16(以下「公開買付者」といいます。)が取得した第1回新株予約権のうち、本日現在未行使のもの1,565個について、公開買付者は当該新株予約権を行使しないため、公開買付者の要請を受けて、当社が本公開買付けにおける第1回新株予約権の買付け等の価格(25,200円)と同額で取得し、これを消却するものであります。

### 2. 第2回新株予約権

#### (1) 公開買付者の所有する新株予約権の取得及び消却について

本公開買付けの結果、公開買付者が取得した第2回新株予約権1,252個について、公開買付者は当該新株予約権を行使しないため、当社にて本公開買付けにおける第2回新株予約権の買付け等の価格(6,600円)と同額で取得し、これを消却するものであります。

#### (2) 本公開買付け後に存残する新株予約権の取得及び消却について

本公開買付けの結果、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らず、かつ、本新株予約権のうち第2回新株予約権の全てを取得できず、公開買付者以外が

所有する第2回新株予約権が残存したことから、公開買付者の要請を受けて、当該第2回新株予約権のうち50個を、当該第2回新株予約権の新株予約権者と当社との間の合意に基づき、当社にて本公開買付けにおける第2回新株予約権の買付け等の価格(6,600円)と同額で取得し消却を行うものであります。

(3) 元役員等所有する新株予約権の消滅について

付与対象者の一部が当社又は当社子会社の役員又は従業員の地位を喪失したことに伴い、当該付与対象者より発行要項における行使条件を満たさなくなった第2回新株予約権2個を2023年4月21日付で放棄する旨の申出を受けました。このため、同日付で第2回新株予約権2個が消滅しております。

Ⅲ. 取得日及び消却日並びに消滅日

2023年4月21日

Ⅳ. 業績に与える影響

業績に与える影響は軽微です。

以 上